

全国被連協ニュース

NO. 97号

2021年7月28日発行

発行 全国クレサラ・生活再建問題
被害者連絡協議会
〒530-0047 大阪市北区西天満 4-5-5
マーキス梅田 301号
大阪いちょうの会内
TEL06-6361-0546 Fax06-6361-6339

“自助”でコロナが乗り越えられるか！ ～当事者と立ち上がり、社会を変える～

標記のテーマは本年度、大阪で開催される「第40回全国クレサラ・生活再建問題被害者交流集会」の集会タイトルです。

全国の仲間に大きく呼びかけます。

「コロナ禍が長期化し、生活に困窮する方が激増しています。市民に“自助”を押しつけ続け、“公（おおやけ）”の機能が脆弱となっている社会の矛盾があらわになる中、現場から当事者とともに立ち上がり、社会を変えようとする動きもあります。絶望的な状況から“希望”を生み出すために何をすればよいのか？ 経験を交流し、語り合きましょう！」

私たちはあらわになった社会の矛盾を明確にとらえ、矛盾の元凶に対してきちんと対峙していきたいと考えます。まさに、今、新型コロナウイルスの感染拡大が急激に深刻化され、命そのものが脅かされている「緊急事態」の中、国威発揚のためにオリンピックは強行開催されました。

また、「公立・公的病院の統廃合」「75才以上の高齢者医療費窓口負担2倍化」などこのコロナ禍でどさくさにまぎれ通常国会で様々な悪法を押しつけてきています。すべてを公（おおやけ）から“自己責任”“自助”へと押しつけてきています。

このコロナ禍、多くの方が生活に行き詰まっています。それゆえにコロナ特例貸付に多くの方々には救いを求めました。上限20万円の緊急小口資金、20万円を最大9ヶ月間、最大180万円までの総合支援貸付、2種類の貸付決定総額は246.7万件、1兆677億9千万円（7/10現在）にものぼります。

「顔の見える無利子無担保のセーフティネット貸付の実現」という点では評価できますが、あくまでも貸付であり返済義務が生じます。出口の見えないコロナ災害＝生活困窮が長期化し、展望が全く見えず、生活再建の目処も一切見えない場合は貸付による自助には限界があります。来年度から返済の開始



戦時中に重ねて警鐘を鳴らす宝島社

タケヤリで戦えというのか

が予定されていますが、このままの状態が続くと借金返済困難、多重債務への道が大きく想定されます。ただ、貸し付けるだけでなく、コロナ禍で収入を失った人への具体的な自立支援策を本来は大きく打ち出すべきです。一律給付金の再支給など、給付策を大きく講ずるべきです。

一方で生活や住居、医療など生活全般を保障すべき生活保護はコロナ禍でも前年とほぼ同水準で増えていません。政府の生活困窮者支援策は、本来、大きく拡大すべき生活保護施策ではなく、返済義務のある特例貸付へと誘導していたものです。

被連協として、償還のはじまる来年を待つことなく早期に「緊急小口貸付については返済の一括免除を!」、「総合支援貸付について、2021年、2022年いずれかの年に、あるいは返済中途の場合であっても住民税非課税となった場合は返済一括免除を!」また、年収が()万円以下の場合は返済一括免除を!」の声を実現すべく他団体にもよびかけて運動を進めていきたいと考えます。多くのみなさんのご協力をよろしくお願いいたします。

被連協第39回定期総会を開催しました



被連協はさる6月12日、第39回定期総会をオンラインで開催し、当面するさまざまな方針を決定しました。昨年度はコロナ禍で開催できず2年ぶりの開催でした。総会には新川氏（大阪いちょうの会）を議長に選出。岡田会長が「本来、全国のみなさんと顔をあわせての総会を考えたが残念。全国で苦しい中、様々な取り組みを行っている各会に心から敬意を表したい。被連協の灯を消すなを合い言葉に、様々な実践をめざしていきま

しょう」と冒頭挨拶。来賓として木村達也クレサラ対協代表幹事よりのメッセージが紹介（後述）、ならびに柴田武男氏（クレサラ対協常任幹事・社会活動家）、堀泰夫氏（第40回全国クレサラ・生活再建問題被害者交流集会事務局長）から激励と要請の挨拶をいただきました。引き続き、参加された各会からの自己紹介と各会の取り組みが報告され、活動報告、活動方針、決算、予算が提案され、活発な議論が展開されました。役員改選では長きにわたり被連協運動を中心になって牽引してこられた日下健二氏（広島つくしの会）にかわり豊田章登氏（広島つくしの会）、新たに海老名正一氏（玉川雑草の会）、辻本一郎氏（京都平安の会）を幹事に選出いたしました。総会は成功裡に終了、新たなスタートをきりました。

2021年度の主な取り組みの要旨は以下の通りです。

- 「被害者の会の灯を消すな」のスローガンを掲げて、全国への発信を強めます。

あわせて、被連協運動の将来へ向けてのビジョンづくりを様々な方々のご協力をいただき行いきます。

- オンラインを利用した各会交流（代表者会議・交流会）を強化し、被連協独自の学習会を、各会の要望をとらえて実施していきます。
- ホームページの強化とあわせ、被連協としての相談ツールの強化をはかります。具体的にはライン相談＝SNS相談の具体化をはかります。
- 来年は被連協は記念すべき第40回目の定期総会をむかえます。また、連帯の武器たる被連協ニュースも発刊100号を発行の予定で、記念号を発行する予定です。すべての被害者の会、また歴史をもつにつれてきた方々からも寄稿をいただき特別に編集体制も組んでいく予定です。
- 財政の強化～一括の納入が困難な場合は分割の納入を＝被連協の「ゆうちょ振替」のご利用を。また、個人会員の拡大をはかります。
- 自殺防止看板活動、電話相談活動の維持普及を。あわせてユーチューブによる告知活動を行います。
- 銀行カードローン・サラ金・クレジット・奨学金などの多重債務被害救済、予防活動をより展開していきます。
- コロナ禍に於ける特例貸付の返済が始まるまでの本年内に「返済の一括免除」申し入れ活動を組織していきます。各社会福祉協議会との連携の強化をはかっていきます。
- 生活保護制度の拡充への取り組みを～各自治体発行の「生活保護のしおり」、各自治体のホームページの点検活動をおこなっていきます
- ギャンブル被害対策～各都道府県のギャンブル依存症対策へのアプローチ。
- クレプトマニア対策を高知・高松の被害者の会にまなび、取り組みの拡大を。
- ヤミ金問題への取り組み～全国で撲滅へむけたネットワークの確立を。
- カジノ設置反対運動～東京、横浜、大阪、和歌山、長崎の仲間と連帯した取り組みを行います。



木村達也弁護士からのメッセージを紹介いたします。

第39回被連協総会に寄せて

全国クレサラ・生活再建問題対策協議会

代表幹事 弁護士 木村 達也

1. 第39回被連協総会の開催、おめでとうございます。来年は40回という記念すべき総会を迎えるということです。言うまでもなく、今日までの40年間、クレサラ被連協はクレサラ対協と連携して、我が国の歴史上誇り得るべき大きな成果を達成してきました。

しかし、現下においては、実質的に被連協活動を継続できている会は少なくなってきました。被害者の会が全都道府県・89会に及んでいた頃に比較すれば、サラ金被害の根絶の目的を達成した今日とは言え、淋しいことです。コロナ禍の下、社会構造が激変し、社会的弱者、生活困窮者が急増しており、今こそ被連協のみなさんの頑張り時です。

2. (被害者像の希薄化)

私達の以前のクレサラ被連協活動は、今や社会的弱者や生活困窮者の救済活動に転化していることは、既に全員で度々確認してきたところでもあります。かつてのサラ金被害者はサラ金、ヤミ金、クレジット業者による高金利、過剰与信、違法取立によって、多重債務に陥り、健全な生活を破綻せしめられた人達を指し、この人達の自律救済組織がサラ金被害者の会でありました。

しかし、今日の被害者運動は、サラ金、ヤミ金、クレジット業者による被害を越えて、生活保護、公衆衛生、社会保険、医療、介護、教育、労働、社会福祉など、人が社会生活を安全・安心に営む上で必要不可欠な社会制度の健全化を目指すものになっています。

ところが、今日の被害者運動は、何故か、従前のクレサラ多重債務者像のみを頭に描く救済活動になってしまっており、今、私達が救済しなければならない社会的弱者、生活困窮者像がぼやけてしまっているのです。多くの方が明確なイメージを持ちえていません。私は、ここにこそ被連協運動の現状突破の鍵があると考えています。

何故、彼らは社会的弱者であり、生活困窮者であらねばならないのか。私はその原因究明が疎かにされてきたから“被害者像”がしっかりと掴めていないのだと考えています。

3. (重複する被害の要因の究明)

何故、彼ら彼女らが今日の社会で“社会的被害者”“生活困窮者”であり続けるのか。それらは、彼ら彼女らに責任があるのか。例えば、低賃金、不安定雇用、高齢、心身の障害、病気、家庭内暴力・育児放棄などの家庭の崩壊、犯罪、依存症、偏見、差別等々、社会的弱者を生み出す原因は一つに限らず、いくつかの要因が重複して、社会的被害者を生み出しているのです。要因の重複が真の被害者像を見え難いものにしています。だから、時に自己責任論などが噴出するのです。私達の運動はそうした社会的被害を生み出す原因、要因を究明し、その原因の除去、解決を目指すものです。

被害者運動は、先ず、その原因の探究、分析、抽出が必要です。とりわけ、被害者の会には必要です。世間の言われなき差別と偏見の中で蔓延っている認識とは違って、社会的弱者の置かれている今日の社会状況を明らかにする作業こそが必要です。この原因究明作業なくして如何なる問題解決もあり得ないのです。

4. (被害者との共感があるか)

被害者の会に助けを求める人達の生活を取り込む様々な社会的障害を抽出して、社会に突き付ける作業こそが必要です。そのためには、先ず、私達の足元をしっかりと見つめ、会員の手記告白集、聞き書き集、生活実態アンケート調査など、基本的な作業が必要です。この作業を成功させるためにはクレサラ対協と被連協、そして、研究者らとの共同作業が必要です。

被連協運動、被害者運動はどうあるべきかの共同研究が必要です。こんな困難且つ厳しい作業を行うには被害者と援助者との人としての共感、一体感が必要です。私達には経済力も政治力も発言力もありません。私達にあるものは真実であり、事実であり、不正に対する怒りです。

来年、第40回総会に向けて被連協運動を進めていく力はこれしかありません。もう一度、被害研究の原点に立ち返り、頑張りましょう。

被連協主催です

.....ギャンブル被害ゼロの社会をめざして.....

ギャンブル依存症と多重債務問題 オンライン学習会

コロナ禍、競馬・競艇などの公営ギャンブルが活況、売り上げを伸ばしています。

ギャンブルは、「人の不幸のうえに成り立つ産業」です。

スマホでギャンブルが簡単にできるようになり、残念ながら、多くの方を依存症に誘っています。

私たちはギャンブル被害ゼロの社会をめざします。ギャンブル被害に寄り添い、ご一緒に生活再建をめざしましょう。多くのおみなさんのご参加をお願いいたします。



借金が400万円あるのを隠して200万円と言った

やめたいでも止まらない

お金の使い込みどうしよう

どんどんウソがうまくなった



一発大逆転だ、今度は必ず

借金を返済できなくてもウソをつけてでもやるんだ!

家族崩壊・一家離散

春に競馬に行って、夏に借金がばれて、整理して秋にまた、はまってしまった

(日時)2021年8月21日(土)PM1時~2時

ZOOMによるオンライン開催 参加費無料 事前申込不要 どなたでも参加できます。

(講師)伊東弘嗣司法書士(大阪いちろうの会ギャンブル被害対策委員長・

大阪府依存症関連機関連携会議委員)

8月21日(土)上記の学習会が終了しましたらPM2時から

被連協代表者会議(交流会)を行います

各被害者の会同士でどんどん話しましょう!聞きまくりましょう!

全国でヤミ金撲滅へむけたネットワークの確立を!

被連協は7月10日に行われたクレサラ対協拡大幹事会で、「全国でヤミ金撲滅へむけたネットワークの確立を」と訴えました。

従来は電話と預金口座のみで姿を隠して行う090ヤミ金、そして、待ち合わせて領収書もきらずに現金の受け渡しをする地場のヤミ金等が主流でしたが、現在、ヤミ金は姿、形を変えて、新型のヤミ金「給与ファクタリング」、その後の「後払いツケ払い現金化サービス」へ、そして、090ヤミ金が「ラインヤミ金」、「ツイッターヤミ金」へと主流が変貌して闊歩しています。

現状はそのようなSNSを駆使したヤミ金に対して、被害救済が大きく立ち後れているのではと考えます。その中で、ヤミ金被害者はどこに相談したらよいか、彷徨っています。



すぐに飛びつくのがネット広告「ヤミ金に強い弁護士・司法書士」で

す。被害者はまさに、そこで二次被害に遭遇しています。ヤミ金には一切の元金も支払う必要はありません。しかし、元金を払わなければ「職場に電話に脅しの電話が入るかも?」、「ご家族が脅されるかも?」と「誘導」され、和解条件としてヤミ金に元本を支払う、そして、1件あたり凡そ5万円前後の依頼料が徴収されています。まさに二次被害です。そして、その費用を払うために、またもやヤミ金から借りるという三次被害が発生しています。ヤミ金を撲滅する取り組み、二次被害、三次被害を許さない取り組みを強く訴えたいと思います。

被連協事務局には全国から悲鳴の電話が届いています。

全国でヤミ金撲滅へ向けて大きなネットワークを作っていきましょう。

7月10日のクレサラ対協拡大幹事会では、被連協も共催して、大阪いちょうの会ヤミ金対策委員長の前田勝範司法書士を講師にお迎えし、新型ヤミ金（後払い・ツケ払い現金化・ラインヤミ金）学習会を開催いたしました。ヤミ金事件の特徴、ポイントの要旨を紹介します。



2/5 産経新聞報道



真ん中が前田勝範司法書士

ヤミ金相談のポイントについて(要旨)

後払い現金化やラインヤミ金の相談で法テラス、弁護士会、司法書士会に行っても、緊急対応ができない、あるいは取り扱っている専門家がない等断られるのが多いのが現状。

➡➡仕方なくインターネット情報で大量広告事務所に依頼せざるをえず、1件5万円前後の着手金を払うことになり、しかもヤミ金と元金和解を前提に業務を行っている事務所も多い。

➡➡専門家費用が払えず、またヤミ金に元金の分割弁済が払えず再度ヤミ金から借入をするという悪循環、二次被害が発生。

➡➡ヤミ金事件は全くむずかしくないので、そのような被害を防ぐため、全国で多くの方々にとりくんでもらいたい。

ヤミ金事件の特徴

○目的は被害者とヤミ金の縁をきること（出口）。

○対ヤミ金は「払わない」と宣言するだけで簡単。決して交渉するわけではない。

○依頼者のフォロー（決意、指導、勇気づけ、職場取り立てへの対応など）に尽きる。

○緊急性（支払日やその直前に相談にくるケースが多い）があり、解決するまでまめな連絡が必要。しかし解決は早い。

○ギャンブル依存症と思われるケースが多い。またウソをついたり、安直な人が多い。少しでもこれをきっかけに生活を再建し、やり直してくれたらという思い。

ヤミ金相談のポイント

○頭ごなしにせめない。○「必ず解決できる」と希望をもたせ、「一緒に頑張っていこう」と励まします。○私たちに相談に来たからといって完全に止まるとは言わない。注意を促す。現実には1~2割の業者がしつこく取り立てを行う。○しかし、ほとんどが4・5日で完全に取り立てがなくなる。被害者には「今、たたかう決意をしなければ、一生食い物にされる。4・5日腹をくくって頑張れば、無事に平穏な生活を取り戻せる。これから一番大事なのは、どんなことがあってもヤミ金には一切払わないという態度。相手も割に合わない取り立てを続けることはない。必ず、あきらめる。」と勇気をもたせること。

○二度とヤミ金に手を出さない旨の確約をとり、再度借りたら相談しないとする。途中で借り入れたり、隠しているヤミ金がある場合は途中で打ち切るとしている。○親族、職場等に取り立てや嫌がらせの電話があった場合、直接電話の対応方法などを職場や親族の人にアドバイスする。

前田司法書士の詳細なる「後払いツケ払い現金化、ラインヤミ金などへの対応」説明は枚数の制限上、本会報では割愛いたします。被連協 ML にて掲載させていただきます。よろしくお願ひします。